

浸水警戒区域の指定に係る今後の取組について

平成26年の「滋賀県流域治水の推進に関する条例」制定以降、特に浸水リスクの高い約50地区において水害に強い地域づくりの取組を進めてきたところ。現在、5地区において浸水警戒区域を指定したが、これまでの経緯を踏まえ、今後の指定に係る取組の進め方について検討のうえ、指定の迅速化を図りたい。

■浸水警戒区域指定の課題

- 区域指定前に地域と作成する「水害に強い地域づくり計画」に係る取組（裏面参照）に時間を要している。
- 住民や地権者に様々な意見があるため、区域指定に向けた取組が滞っている地区がある。

■課題解決に向けた取組状況

課題解決に向けた手法については、令和2年9月に滋賀県流域治水推進審議会内に設置した「重点地区における取組のあり方検討部会」の委員である学識者および市町から意見をいただきながら検討を進めてきた。

2月に部会から提言が提出されたことから、提言を踏まえた具体的な取組方針を作成した。

■取組方針

① 取組を迅速化するため、進め方を見直す（裏面①表参照）

- ・これまでの市町や地元住民との信頼関係を維持しつつ、重点地区の地域の浸水特性や進捗状況に応じ、取組の進め方を見直す。
- ・取組の迅速化にあたり、合同説明会の実施やICTの活用、必要な取組を指定後も実施するなど取組手法を工夫する。

② 地域の合意形成に向けた手順のあり方を整理する（裏面②図参照）

区域指定に係る様々な意見が出る中で、全体の不利益にならないような意見のとりまとめが非常に重要であることから、地域の合意形成に向けた手順のあり方を整理する。

③ 安全性の確認を促すため、家屋が水没するリスクのあるエリアを公表する

・住民、市町、不動産取引業者等が、安全な住まい方に対する検討や相談が必要であることを認識できるよう、浸水警戒区域が未指定の地域も含め、家屋が水没する恐れがあるエリアを一層わかりやすく整理し公表する。

■今後のスケジュール

3月22日 滋賀県流域治水推進審議会で取組方針を報告
令和3年度以降 取組方針に沿った取組を進める

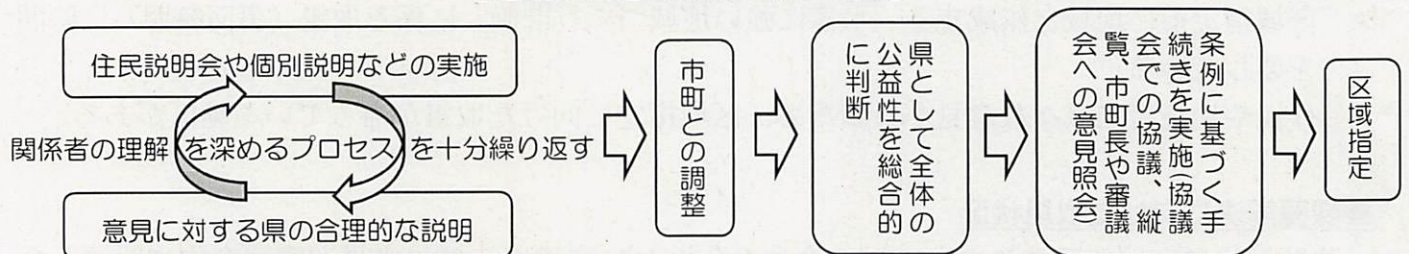
①

【取組の進め方（案）】

	地域の特徴	取組の進め方
A	・R2までに区域指定を予定している地区	これまでどおりの指定手続きで進める
B	・地区の一部が浸水警戒区域対象地 ・住宅間の距離が離れている	家屋ごとに宅地嵩上げを進めることで安全な住まい方を実現。 取組手法を工夫(合同説明会の実施、自治会との連携充実等)することにより、指定までの取組の迅速化を目指す。
C	・地区の全部もしくはほとんどが浸水警戒区域対象地 ・住宅間の距離が非常に狭い	市町や地域住民と調整を重ね、避難場所整備等を含めたまちづくりで安全な住まい方を実現したうえで、浸水警戒区域の指定を目指す
D	・河川整備による浸水リスクの軽減で、既存住宅が対象となる区域から外れた	避難計画の作成を実施する。

②

【地域の合意形成の手順（案）】



水害に強い地域づくりの取組フロー

